

群馬県がん対策推進計画 (第4期)

～がんに強い地域社会の構築を目指して～

2024（令和6）年3月

群 馬 県

「群馬県がん対策推進計画」の策定にあたって

日本人の2人に1人が、生涯のうちにがんになると言われています。がんによる死亡者数も高齢化とともに、年々増加傾向にあります。群馬県においても、年間6千人を超える方ががんで亡くなるなど、県民の皆様が健康的な生活を送る上で、がん対策は重要な課題となっております。

群馬県では、これまで、3期にわたり「群馬県がん対策推進計画」を策定するとともに、県民が一体となってがん対策を進めていくことを目的とする「群馬県がん対策推進条例」を制定し、県政の重点課題として、がん対策に取り組んで参りました。

この間、がんを取り巻く状況は大きく変化しました。治療法の進歩により、早期がんの予後はさらに改善し、通院治療をしながら社会生活を送ることも可能になりました。県ではこれまでも、医療提供体制のみならず、福祉的支援や就労支援など必要な支援体制の整備を進めて参りましたが、引き続き、がんとともに当たり前の日常生活を送れるよう、さらに環境整備を進める必要があります。

このような状況を踏まえ、この度、2024（令和6）年度から6年間の「第4期群馬県がん対策推進計画」を策定いたしました。本計画では、がんに関心強い地域社会の構築を目指し、「正しい知識に基づくがん予防・がん検診の推進」、「患者本位のがん医療の充実」、「がんとともに安心して暮らせる地域社会の構築」を3本柱とし、総合的ながん対策を推進していくこととしています。

この計画に基づき、県、市町村はもとより、医療機関、関係団体や事業者の皆様と一丸となって、県民の健康を守り、県民幸福度の向上を実現できるよう、がん対策に取り組んで参りますので、皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大な御尽力を賜りました群馬県がん対策推進協議会及び各部会の委員の皆様や、貴重な御意見を頂きました皆様に心から感謝申し上げます。



2024（令和6）年3月

群馬県知事

山本 一太

目 次

第1章 はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3

第2章 群馬県のがんをめぐる現状

1	人口の状況	4
2	がんの罹患の状況	5
(1)	部位別の罹患状況	5
(2)	年齢別の罹患状況	6
3	がんの死亡の状況	10
(1)	死因別の死亡率の推移	10
(2)	死因別死亡者数及び割合	11
(3)	がんによる死亡者数の推移	12
(4)	年齢階層別死亡者数及び割合	13
(5)	部位別死亡割合	14
(6)	75歳未満年齢調整死亡率の推移	15
(7)	75歳未満年齢調整死亡率（部位別）の推移	16
(8)	5年相対生存率	19
4	がん医療提供体制の状況	20
5	第3期群馬県がん対策推進計画（2018（平成30～2023（令和5）年度）の進捗状況	21
(1)	目標の進捗状況	21
①	基本理念と全体目標	21
②	分野別施策の目標	21
(2)	主な取組	27

第3章 基本理念と全体目標

1	基本理念「がんに強い地域社会の構築を目指して」	28
2	全体目標（分野別目標）	28
(1)	正しい知識に基づくがん予防・がん検診の推進	28
(2)	患者本位のがん医療の充実	29
(3)	がんとともに安心して暮らせる地域社会の構築	29

第4章 分野別施策と目標

1	正しい知識に基づくがん予防・がん検診の推進	30
(1)	がんの1次予防	32
①	たばこ対策	33
②	生活習慣の改善	34
③	感染に起因するがんへの対策	36

(2) がんの早期発見／がん検診（2次予防）	41
① がん検診の受診率	41
② がん検診の精度管理	44
③ かかりつけ医の普及	47
2 患者本位のがん医療の充実	49
(1) 手術療法・放射線療法・薬物療法の充実、がんゲノム医療、 重粒子線治療の推進、造血幹細胞移植の促進	51
① 手術療法・放射線療法・薬物療法の充実	51
② がんゲノム医療	54
③ 重粒子線治療の推進	54
④ 造血幹細胞移植の促進	56
(2) チーム医療の推進	59
① カンファレンス／クリティカルパス	59
② 医科歯科連携	60
③ インフォームド・コンセント／セカンドオピニオン	60
(3) がんのリハビリテーション医療	63
(4) 支持療法の推進	65
(5) 妊孕性温存療法	67
(6) 希少がん医療／難治性がん医療	69
(7) 小児がん医療／AYA世代のがん医療／高齢者のがん医療	71
① 小児がん医療／AYA世代のがん医療	71
② 高齢者のがん医療	73
(8) がんと診断された時からの緩和ケアの推進	74
(9) 病理診断	76
3 がんとともに安心して暮らせる地域社会の構築	77
(1) 地域社会におけるがん対策・がん患者支援	78
① がん診療連携拠点病院等と地域との連携	78
② 小児がん対策／AYA世代のがん対策	80
③ 高齢者のがん対策	81
(2) 在宅緩和ケア	83
(3) 相談支援／情報提供	87
① 相談支援	87
② 情報提供	89
(4) がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）	91
① アピアランスケア	91
② がん患者の就労支援	91
③ がん診断後の自殺対策	94
④ その他の社会的な問題	95
4 これらを支える基盤の整備	97
(1) がん研究	98
(2) 人材育成	100
(3) がん教育、がんに関する知識の普及啓発	103

(4) がん登録の利活用の推進	105
(5) 患者・市民参画の推進	107
(6) デジタル化の推進	109

第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 関係者等の意見の把握及び連携協力の更なる強化	110
2 感染症発生・まん延時や災害等を見据えた対策	110
3 がんに関心強い地域社会の構築	111
4 情報の収集・分析・評価・公表	111
5 進捗管理	112

◎参考資料

1 用語解説	113
2 計画の策定体制	118
(1) 群馬県がん対策推進条例	118
(2) 群馬県がん対策推進計画策定に係る協議会等の検討状況	122
(3) 群馬県がん対策推進協議会委員名簿	123